

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。  
本日は、我が国の司法制度、また、それは最高裁そして司法行政をつかさどっていらっしゃる法

務省でございますけれども、それぞれについて、我が国の法の支配の在り方、それを決める司法権の在り方について質疑をさせていただきます。  
我が国の司法というのは、国民審査によって信任を受けている十五名の最高裁の判事によって担われているところでございます。そして、その司法権の作用というのは、一点、全てその十五名の判事が出す判決文等によって担われているところでございます。  
私が本日この委員会で御議論をお願いさせていただきますのは、私自身、実は戦後司法最大の改革であると思っております、戦後司法に名立たる改革といえば、国民が司法制度のプロセスに参画をするようになった裁判員制度といったものが挙げられると思っておりますけれども、私がこれから御議論をお願いさせていただく論点につきましては、その司法制度が本来の憲法が定める司法権の趣旨、そうしたものをちゃんと果たしているのかどうかというその根源を問うものでございます。  
これにつきまして、実は私、最高裁と二年余りにわたりまして議論をさせていただいております。実は、最高裁判事を退官された元最高裁判事の方に複数名、私の考えが正しいのかどうかについてヒアリングに伺わせていただきました。基本的には皆様、私の考え、全面的に賛成してくださった方、また実務の問題はあるにしてもその趣旨については理解をくださった方ばかりでございました。また、我が参議院の誇る議会法制局の皆さんにもしっかりとサポートをいただいております。  
しかし、実は、最高裁の今の事務総長、大谷さんとおっしゃる事務総長なんですけれども、その方がどうしても私の主張というものを、見解というものをお認めにならないと、司法権の独立に抵触することであるというふうにおっしゃり、私の今から申し上げる話は、実は最高裁の判決文の書き方がある意味問題を持っているのではないかという論点なんですけれども、その肝腎の判決文を出される最高裁判事に私のこの問題の指摘という

ものを全く伝える気がないと、二年前にも伝えな  
いし、今回もどうしても絶対伝えないと、自分の  
ところで止めてしまおうというようなことをどうし  
てもおっしゃいますので、そのままでは司法権が  
救う国民の命、あるいは自由や人権といったもの  
が守れない、すなわち司法権の究極の趣旨が達成  
できないという私は判断に至りまして、本来はこ  
うしたある意味司法権の問題をこういう平場の場  
で、また立法権の場で議論するということは私は  
不本意なんですけれども、そのことは再三最高裁  
の方にも申し上げていたんですけれども、今申し  
上げました司法権が国民の命、人権等に持つ重み  
に鑑みまして議論をさせていただきます。

まず、幾つか資料をお配りさせていただいてお  
りますけれども、法の支配の全う等のための裁判  
所法の改正についてという紙を、これをベースに  
御説明をさせていただきます。

実は、今から申し上げます最高裁の判決文の書  
き方を変えていただくべきではないかという提案  
なんですけれども、憲法によって最高裁が作れる  
ことになっております最高裁判所規則でも規律で  
きますし、また、議会議法局とともに議論させて  
いただいた結論では、裁判所法、我々国会の、立  
法府の行う裁判所法の改正でもできるという私人  
の結論に達しているところでございます。

ちよつと、今既に五分余りしゃべらせていただ  
いておりますけれども、これから十分ほど、  
ちよつと少し長めの御説明をさせていただきます  
です。論点は実は本当にシンプルでございます。

今、我が国の司法の頂点に立つ最高裁でござい  
ますけれども、十五人の裁判官から成る大法廷、  
また五人の裁判官から成る小法廷によって成り  
立っております。それぞれの案件について評議と  
いうもの、つまり真剣なる議論というものを行い  
まして、ただ、その結果については裁判所法の規  
定によって多数決で、それぞれ大法廷、小法廷、  
すなわち八名以上あるいは三名以上の多数決に  
よって決するというふうにされております。

そして、多数決によっていわゆる勝ち組となっ

たその判決を多数意見と言っているのでございま  
すけれども、多数意見に反して敗れ去ってしまった意  
見、これは一般に少数意見と言われております。  
その少数意見の中でも、この一番上に書かれてい  
ただいておりますけれども、その多数意見と見え  
方、すなわち理由あるいはその結論からもう全  
て、全て全く違う、全く違うその憲法の解釈の在  
り方、あるいは事実の当てはめ、そしてそこから  
導き出される結論、考え方、理由あるいは結論、  
結論も両方とも違う、真つ向から対立するものを  
反対意見というふうに言っております。

ここに、一ページ目に書かせていただいております  
ことでございますけれども、反対意見は、これは  
当たり前のことなんですけれども、判決文の中に  
それを記すときに、もう論理を振るって、自分た  
ちのその憲法解釈、あるいは自分たちのその事実  
の認定、当てはめといったものが正しい、よつて  
この結論が正しくて、多数意見、つまり勝ち組と  
なった判決などは間違っているということ論理  
を尽くして論駁しております。しかし、それに  
対して実は多数意見は、その反対意見についてほ  
とんど反論あるいはその言及を行っていない例が  
これはほとんどでございます。

谷垣大臣は法律の専門家、法曹の専門家でご  
ざいますのでよく御存じだと思いますけれども、  
実は私もかつてロースクールを受けて合格したこ  
とがあつたんですけれども、そのときに、勉強し  
ているときに、ちよつとこれについて違和感を持  
ちました。そして、国会議員になって、二年前に  
これが憲法論点ではないかということ気付いて  
いて、先ほど申し上げたような研究をさせていた  
いでいたところでございます。

つまり、簡単に申し上げます、勝ち組となつた  
多数意見と、いや、それとは全く違う結論になら  
なければいけない、反対意見というものが判決文  
上で擦れ違つているという問題でございます。

じゃ、この擦れ違いが一体どういう問題を生む  
のかということでございますけれども、今日、時  
間が限られておりますので、皆様、全てのこれ裁

判の事案に関わる問題なんですけれども、あえて  
非常に重たい案件をお持ちさせていただきましたま  
した。この横紙の裁判例という紙でございますけれ  
ども、これは犯罪事件を起して死刑が最高裁で  
争われたケースでございます。二つのケースを御  
用意させていただいております。

一つ目のこの裁判例一というものは、これ実  
は、その下の方に事案の名前が書いてありますの  
で、これは社会的にも大きな問題意識を持たれた  
殺人事件でございますけれども、これは結論は最  
高裁は死刑でございました。実は、最高裁で死刑  
判決を出すときは、今まで慣例というふうには言  
われておりますけれども、最高裁に今回聞きました  
けれども、最高裁も、私の知る限り、戦後、実は  
最高裁の死刑判決で反対意見が付いた、つまり死  
刑ではなくて高裁に差し戻すべきだという反対意  
見が付いたのはこれ一件だけでございます。

後で少し御説明申し上げますけれども、この多数意見は、これ一ページおめくり  
いただきますと、右側の方でございますけれども、  
被告人が犯行時少年であつた、少年であつた  
んだけれども、このことは、残念ながら、死刑を  
回避するために酌むべき事情というふうには、法  
的なものとはならないという判断でございまし  
た。

反対意見、つまりこの少年は、当時少年は、こ  
の被告を死刑にするべきでないという反対意見  
が、そこから次のページをめくっていただきました  
と、左側のこのぐるぐる巻きのところでございま  
す。実は、最高裁の判決文というのはとても読み  
にくいんですけれども、ぐるぐる巻きの、反対意  
見というふうには書かせていただいているところで  
ございますけれども、この反対意見の趣旨を私な  
りに簡潔に申し上げさせていたければ、確かに  
この被告人は、その犯罪、殺人事件を起した当  
時は十八歳と僅かではあつたわけでございますけ  
れども、実はこの少年は、世間一般でいうところ  
の十八歳と同じレベルの精神的な成熟に達してい  
なかつたのではないかと、すなわち死刑の選択を回

避するに足る特別の酌量をする事情というものが  
この少年にはあつて、それに即してこの少年が  
行つたその犯罪の経緯、内容等、犯罪の計画性  
等々を分析してみたならば、もう一回審理してみ  
たならば、この少年に対する刑法の当てはめの、  
刑法基準の量刑の当てはめが変わる可能性があつ  
たのではないかとございまして。

つまり、今申し上げましたように、勝ち組とな  
つた多数意見は、たつた一言、被告人が犯行時  
少年であつたということを言っているだけでござ  
います。それが酌むべきものにはならないと。し  
かし、反対意見というのは、それは問題は、少年  
であつたか、十八歳であつたかということではな  
くて、通常の十八歳に足りるような精神的な成熟  
度があつたかどうか、そこから説き起こしてい  
るわけでございます。つまり、全然観点が擦れ  
違つているわけでございます。

そして、先ほど言いましたように、多数意見と  
いうのはたつた一言、少年であつたことというふ  
うにしか書いていませんから、この反対意見がこ  
の後何ページにもわたつてる自らの主張をして  
いることについては何も答えていないわけござ  
います。

もう一つの裁判例二というのは、これは今申し  
上げたのと逆のケースでございます。ある殺人  
事件についてこれは三対二で無期懲役になつたも  
のでございます。これについて二つの反対意見が  
付いておまして、無期懲役に対する反対意見で  
すので、つまり死刑に処すべきだという反対意  
見でございます。

これ、少しページをおめくりいただきまして、  
先に一番最後のページを、裏返していただければ  
見れるんですけれども、御覧いただけますでしょ  
うか。一番最後の裏返しでございます。十一ペー  
ジでございますけれども、反対意見を書いた裁判  
官、二重線のところでございまして、私が  
裁判官として関与した死刑事件の刑の量定との比  
較において著しく公平、均衡を失するものであ  
る。つまり、この方は職業裁判官というふう

承知しておりますけれども、今まで自分が関わってきた死刑、自分が出してきた死刑判決の量刑基準に照らしても、無期懲役とする考え方はどう考えてもおかしいということを言っているわけでございます。この反対意見は二人付いているんですけども、その前の方もそれと同じようなことを言っております。

時間があれですので詳しくは御説明させていただきますけれども、これは無期懲役で相当だというその理由について、それはそれぞれ幾つか無期懲役にすべきだという理由を、勝ち組の多数意見を挙げているんです、多数意見、勝ち組というのはこういうケース、穏当ではありませぬけれども、挙げているんですけれども、それぞれが法的な理由にならないということを反対意見は論理的な理由を尽くしているわけでございます。ただ、結果、その多数意見はこの反対意見の主張について具体的な論理的な反論あるいは言及を何もしていないというケースでございます。

つまり、申し上げたいこと、多数意見と反対意見の擦れ違いというのは、一つは、裁判当事者としてこういう判決を受けて納得ができるかどうか。あるいは、先ほどの無期懲役になったケースですと、その残された遺族、そして何よりも無残に殺された被害者が、この殺人事件を起こした犯人はどう考えても今までの裁判の運用、自分がやってきた運用に照らしてどう考えても死刑だと論理を尽くして言っていて、それに対して何の具体的な反論もないのに、結果、無期懲役になっている。そうしたことで、その亡くなった被害者や遺族の方は果たして御納得がいただけるのかということでございます。

私、今日の質疑で個別の事案の当否について一切申し上げるつもりはございません。この事案が死刑であるべきか無期懲役であるべきか、そういうことを私は一切申し上げるつもりはありません。私がこの機会に論じさせていたきたいのは、司法権の独立には抵触しない判決文の書き方というシステム論そのものでございます。

では、ちよつと先ほどの縦の紙にお戻りいただきまして、この二ページ目をめくっていただきたいと思うんですけども、ここから私なりに、さつき申し上げました多数意見と反対意見の擦れ違いについて九つ余りの憲法論点を含めた重要な深刻な問題があるという理解に今達しております。

真ん中下の一つ目でございますけれども、一つは司法権のもう存在意義そのもの、司法権の存在意義。すなわち、我々国会やあるいは内閣といったそういう国家権力から国民のかけがえのない権利、自由を守る最後のとりで、この最後のとりでを果たす機能というものがこうした擦れ違い判決の上では十分に果たせないのではないかということでございます。

これはどういうことかといいますと、我が国の最高裁の判事というのは全て国民審査によって信任を得ているところでございます。つまり、我々国民は、主権者は、各判事に対して、国民のかけがえのない自由や権利を国家権力あるいは行政権力、国家権力といったものから守ってほしいと、そういう守護神として信託をしているところでございます。

ところが、ある裁判のケースがあった際に、これが国民に対する人権侵害の裁判だとします。結果、国民が負けたとします。つまり、小法廷で四人の多数派は、いや、これは人権侵害には当たらないというふうに言ったとします。しかし、たった一人のその反対意見を付けた裁判官が、いや、これは憲法違反だと、この被告の人の思想、良心の自由といったものを侵害するという反対意見を付けていたとします。ところが、先ほど申し上げましたように、多数意見と反対意見というのは往々にして擦れ違っておりますので、それが擦れ違っている場合には、判決文を幾ら読んでも、この反対意見を付けた最高裁判事の主張、この国民の人権、侵害されている人権というのは憲法に照らして守られなければならない、その守護神たる意見というのが、実は、結果的には、その判決

文を幾ら読んでもなぜその守護神の意見が葬り去られたか理解できないわけでございます。

つまり、こうした一人一人の判事が国民審査制によって担っている国民の究極の自由と権利を守る守護神としての機能が、こういう擦れ違いの判決では守ることができない、つまり司法権としての本来趣旨を果たすことはできないというのが私の第一の問題意識でございます。

次のページをおめぐりいただけますでしょうか。二つ目でございますけれども、適正な裁判を受ける権利の十全なる保障と書かせていただいております。

先ほど申し上げました、元最高裁判事の方々をヒアリングで何かせていただく中で、これはまたびつくりするようなことではあるんですけども、判決を出すに当たって評議という議論を裁判官はやることになっていまして、非常に難しいケースでは、元々もう反対意見というものが十分議論できないような、そういうことも実はあるというようなことをおっしゃっている方もおりました。すなわち、かけがえのない国民の自由や権利が懸かった司法権の最高裁の裁判の議論の場で、評議の場で、それが十分できていないというふうな話もあるところでございます。

であるならば、その反対意見がなぜ間違っているのか、多数意見に判決文の中でしっかりとその論理を展開させる、論駁をさせる。そのことによって、しっかりと評議、判決に至るまでの評議の過程を確保するとともに、その反対意見が守ろうとした国民の自由や権利というものを最大限実質的に守るようなプロセスというものが担保できるのではないかといいたいところでございます。

三つ目でございますけれども、公正かつ公平な裁判を受ける権利の十全なる保障という、ちよつと難しい、恐縮でございますけれども、申し上げさせていただきます。

これは、端的に申し上げれば、先ほど申し上げた殺人事件の判決のようなケースでございます。つまり、判決文を受け取った当事者、原告であれ

被告であれ、多数意見と反対意見が分かれているときに、反対意見がなぜ多数意見で採用されなかったか、そのことは、多数意見が反対意見について何にも論理を展開していなければ、判決文を受け取った原告であれ被告であれ納得が私にはできないと思うわけでございます。そういう国民が納得ができないような裁判というのは公正かつ公平な裁判の前提を欠くわけでございますので、ここはやはり問題であるということでございます。

さらに、その二つ目でございますけれども、特に刑事事件についての裁判について重要だと思っておりますけれども、刑法罰というのはもう究極の、ここに書いておりますけれども、人の生命すら奪うことのある強大な国権の行使というふうな最高裁自ら言っているわけでございますけれども、それをある人に出すのに、両方とも反対意見が付いていた二つのケースがあった場合に、一つの判決についてはその被告を守ろうとする、被告の刑を軽いものにしよとする反対意見が付いていた場合に、あるケースについては多数意見がそれを無視している、あるケースについては多数意見が、なぜその被告の刑を減じようという反対意見が間違っているのか、正しくないのかということについて一生懸命論じている、こういう二つのアンバランスな判決がそれぞれ国民に対して出るということでございます。現行の運用では、そうしたものは甚だ国民において公平な裁判とは言えないのではないかといいたいところでございます。

次のページでございますけれども、冤罪の危険性でございます。

今回、袴田事件の再審が実現いたしましたけれども、袴田事件の一番で無罪の心証を得ていた当時の裁判官が、評議の秘密という裁判所法の規定をあえて破って、人間としての良心に懸けて袴田さんは無罪だと私は心証を持っていたというふうな言論をしていたところでございます。それが最高裁の法廷であったというふうな想像だけだと思っております。この人は無罪であるというふうな反対意見が付いているのに、それについて真摯

な論理的な多数意見からの論駁がなければ、私は冤罪の危険というものは防げない、冤罪の危険というものは生じるものだと思います。

五つ目でございますけれども、これは実はとても分かりやすい例でございます。

先ほど申し上げました、全ての最高裁判事は国民審査によって信任を得るところでございます。ところが、国民が最高裁の判事を審査する唯一の道具というのは判決文しかございません。国民が判決文を読むのかということはあるかと思えますけれども、私は、この国民審査制度というのは、司法権を国民主権の下に置くという極めて重要な憲法の仕組みであるというふうに考えております。

そうすると、国民が多数意見と反対意見でそれぞれ擦れ違っている判決文を見たときに、ある国民の人は、いや、自分はどうしてもこの反対意見の方が正しいと思うんだけど、それがなぜ採用されなかったのか多数意見を読んでもさっぱり分からない。これでは、多数意見を書いている裁判官の方が自分は適格性があると思うのか、あるいは反対意見を書いている裁判官の方が適格性があると思うのか、つまり、国民審査を行う国民が、その裁判官の資質について、適格性について主権者としての審査を適切に行うことができないわけでございます。こうした問題からも、擦れ違い判決というのはいく必要があるのかと思えます。

六つ目の三権分立及び違憲立法審査権でございますけれども、これは実は我々立法府、同僚の議員の皆様は深く賛同していただけたと思うんですけども、最高裁は、違憲立法審査権によって我々が立法した法律を違憲、無効、つまり葬り去ることが出来ます。ところが、過去のこの擦れ違いの判決の例を見ても、最高裁の判決によって違憲、無効となったその裁判において、実は国会が作った法律は合憲だと、国会が作った法律は残しておいてもいいんだという反対意見が付いているものがございます。ところが、判決を見

てみると、国会が作った法律はこのケースでも合憲だと言っている反対意見に対して、多数意見、つまり違憲である、無効であると言っている多数意見は、何ら反対意見の合憲性というその主張について論理を展開していないわけでございます。

つまり、違憲立法審査権を振るって、我々国民の代表である立法府の法律を違憲、無効にするに当たっても、やはり最高裁は国会に対する説明責任というものを全うしなければいけないと思えます。その判決において国会が作った法律が合憲であるという反対意見が付いてあるのであれば、それを論理的にしつかりと論駁するような多数意見がなければ国会に対する説明責任が全うされないというふうに考える次第でございます。これは行政処分についても同じことが言えるわけでございます。

七つ目、次のページでございますけれども、裁判員制度の適正かつ円滑な運用確保に係る問題という点でございます。

これは、先ほどの例を申し上げます。殺人事件において、無期懲役にするか死刑にするか、ブローの裁判官ですら反対意見、多数意見によって真つ二つに分かれるわけでございます。それを国民に裁判員制度によってその審判をお願いするのであれば、どういう場合が死刑になるのか、あるいは無期懲役なのか、その量刑の基準をきっちり、反対意見について多数意見が論駁していくことにより、最高裁は示す責務があるというふうに考えます。

これは、先ほどの裁判例二の後ろから二ページの十ページでこの反対意見を書いている裁判官がまさに言っていることでございます。これは裁判員制度が始まる前のケースだったんですけども、裁判員制度の実施を目前にして死刑と無期懲役の量刑基準を可能な限り明確にする必要がある、これも最高裁の使命であると。しかし、このときの多数意見は、この反対意見について何ら実質的な論駁を行わずに判決を下しているところでございます。

次、八つ目でございますけれども、今申し上げますこと、つまり国民から見ると自分たちの自由や権利を守るその守護神がちゃんと役割を果たしているかと実感できるような判決、あるいは国民から見るとちゃんと理解が、納得ができるような判決、あるいは裁判員制度に参画する国民がしっかりとした基準を持てるような判決、あるいは、我々立法府あるいは行政といったものが司法からちゃんと説明責任を全うしてもらえよう判決、そうした司法権というものは、国民その他の社会の構成員に対して説明責任を果たす、つまり、そのことによって国民の理解、信頼を確保する、これがこの擦れ違い判決ではできていないという問題でございます。

最後、ようやくどり着きましたけれども、九つ目、我が国の法の発展に係る問題ということでございます。つまり、多数意見と反対意見があった場合に、今のよう擦れ違いではなくて、反対意見がなぜ間違っているか多数意見が論駁を尽くして論駁をすれば、そこから様々な豊かな法律の議論が生まれるわけでございます。下級審の判決も生まれるでしょう。あるいは弁護士あるいは学者の議論、あるいは我々立法府の議論も生まれるかと思えます。

皆様も御案内のとおり、過去違憲や合憲と言われた判決が、後に判例変更によって、その当時付いていた反対意見が後の多数意見になつて判例がひっくり返ったケースがございます。こちらの資料に付けさせていただいておりますけれども、そういうことを考えると、その判決を出した当時、この擦れ違いというものを徹底的になくしておくということが我が国の法の発展のために必要だというふうに考えるところでございます。

次のページをめくっていただきました。つまり、こういう仕組みを、判決が擦れ違わないような仕組みを裁判所法の改正あるいは最高裁規則の改正によってできるわけでございますけれども、私が申し上げるまでもなく、これは司法権の作用に関わる問題でございますので、我々立法府が、

今申し上げたような問題に鑑みて、立法権を行使する前に、我々立法府は憲法の至高の価値であります国民の自由や権利を何が何でも守る国権の最高機関でございますので、最高裁がどうしてもこうした取組を取り組まない場合は、私は、我々立法府が立法権を行使して裁判所法の改正を行うべきだと考えておりますけれども、まずは、申し上げるまでもなく、最高裁判所において、司法権の独立の名において、裁判所事務処理規則によって改正をしていただきたいというふうに考えるところでございます。

以上、大変御説明が長くなつてしまいましたけれども、ここで最高裁に伺わせていただきます。最高裁判所規則を変えて、今申し上げたような深刻な多々の問題を生んでいるこの擦れ違い判決の問題というものをどうにか、何らかの対処をするというお考えはありますか、どうか。

○最高裁判所長官代理人(中村慎君) お答えいたします。

最高裁の判決の作成に当たりましては、事件を担当する裁判体におきまして必要な審議を重ね、できる限り全員一致というものを目指すわけでございますが、その中でもなかなか全員一致に至らないという場合には、多数意見が形成され、その内容を踏まえまして反対意見が作られ、その反対意見がどのようなものかということも踏まえた上で、裁判官の判断が必要に応じて多数意見に修正が加えられたり、あるいは補足意見を作成されたりした上で、最終的な審議を経て、これを一通りの判決として、関与した裁判官が全員署名押印して判決が作成されるというふうなのが一般的なプロセスというふうに承知しております。

最高裁判決は司法としての最終的判断でございます。その重大性に鑑みまして、先生御指摘のとおり、事案の最終的解決としての適切さや判例としての説得力というのは極めて重要なことであるというふうに考えております。ただ、各裁判官がさきに申し上げましたプロセスの中で、当該個別事件の内容に即しまして、反対意見、多数意見

を問はず、その内容を吟味して作成しているところでございます。

このように、反対意見の内容を踏まえて多数意見をどのようなものにするかというのは、裁判官の裁判事項そのものでございます。それぞれの意見の説示内容や対立する意見への反論の程度を一般的に議論することは極めて困難でございます。結局のところ、個別の事件で裁判官がその理由としてどのように何を書くのかということに尽きるということでございます。まさに裁判事項ということでございます。

我々事務総局というのは司法行政部門でございます。これは裁判部門とは完全に独立したという形で、裁判部門に影響を与えないことというものは万が一でもあつてはならないということで行動しているところでございます。

委員は、事務総局が国民の声を踏まえてそのような規則を作るよう働きかけて実現すべきということをおっしゃっていただければと思っておりますが、司法行政部門が、判決に記載する裁判官の意見における理由の内容や書き方について、御指摘のような形で不足があるということ前提といたしまして、一定の方向性が相当であるという意見を述べることが、最高裁の裁判官が現に行っている現状のプロセスに対して独立して職権を行使すべき判断作用に対する影響を与えるおそれがあるということ、合理性自体見出せないものと考えておりますし、そのような司法行政上の措置は裁判官の職権行使の独立を侵すおそれがあり、相当でないと考えているところでございます。

○小西洋之君 今おっしゃられたようなことをいろいろおっしゃっていただければ、この司法権の本来趣旨というものが理解されていないと思ひます。

一々繰り返しませんけれども、我々国会やあるいは行政が過つて国民の自由や権利を侵害したときに、それを守る、わらをもすがする思いで頼る、それが司法権です。そして、最後、唯一それを救うことができるのが司法権です。その重みという

ものが分かつていらつしやらない。また、その司法権というのは、自分の唯我独尊の独立があるわけではなくて、司法権の独立というのは、今申し上げた国民の自由や権利を守る最後のとりでとして機能するためにその独立性があるわけでございます。そして、それは国民審査制度によって担保されているわけでございます。

そうしたもろもろのことを考えると、私は、司法権の独立というよりは、どちらかというところと独善的なことだと思つておられるけれども、その証拠に、この資料の一、これは議会法制局と一緒に過去の最高裁の判決の何百件というケースを調査をいたしまして、擦れ違いの判決の例を集めたものでございます。これは学術的にも物すごく大きな価値があるものだと思いますけれども、資料一が擦れ違つているものなんですけれども、資料二が御覧いただけましたら、四ページですが、出てまいりた資料二というものでございますけれども、右側にクレジットが付いている、これは多数意見が判決文の中で多数意見が反対意見を明示に取り上げて、反対意見が間違つているということを論駁している例でございます。つまり、もちろん個別の事案によつて複雑性等々いろいろな問題はあるでしょう。ただ、やろうと思えばできていくわけでございます。

そして、何よりも裁判を受ける当事者からすれば、あの裁判については反対意見についてちゃんと多数意見が論駁してくれているのに、自分が受けた裁判については、自分を救へと言つてくれた反対意見について多数意見はもうほつたらかしかである、無視である、何にも触れていない、とても納得できない、こういうケースを国民は受けておいて、受けているわけでございます。そうしたことを司法権として放置していいのか。それは、先ほど繰り返り申し上げたように、司法権の本来趣旨ということを最高裁の事務当局は分かつていないということでございます。

私が冒頭申し上げました、私が申し上げていたのは、別に国会議員だからといってやっていると、国会議員の私について事務総局が最高裁判事に、最高裁の行政というものは、最高裁の裁判官から構成される裁判官会議というものがあつたわけでございますけれども、最高裁判事に、こういう問題意識が一有識者からあつた、あるいはその裁判官会議においてこういう問題意識が一有識者から寄せられたと、その程度でもいいかと。かつ、私は、そういうことを上げたかどうか、報告したかどうか、そうしたことについても報告は求めない、なぜならばそれは司法権の中の運用そのものでございます。

ただ、私は、事務総長から、大谷事務総長からこの二年間得ていたその回答というのは、大谷事務総長のところでこの件を止めると、止めると、絶対最高裁判事には上げないと。そうすると、先ほどの申し上げましたこの擦れ違いの深刻な問題、国民の受ける深刻な問題がいつまでたつても解決できないわけでございますので、あえて今日、こうした場で議論をさせていただいたわけでございます。

ちなみに、今、総務局長が御答弁いただきましたけれども、今日私、質問通告は当然事務総長に対して行わせていただいております。なぜなら、事務総長の判断で最高裁の中で上げないと、止めるということをおっしゃりましたので、なぜそういうことをするのでと聞かなければいけないこと、先ほど私が申し上げましたのは、皆様御理解いただきましたように、もう司法権の在り方そのものに関する問題でございますので、この方々の方々の場合には事務総長はこれまでこの決算委員会を始め全ての委員会に出てちゃんと答弁をされているわけでございます。ところが、自分が起こした責任について出てこないというのは、なかなかやはり理解し難い。

「あのころはフリードリヒがいた」というちよつとこの小説の後ろに、なぜ出てきていたか知らないのかということに対して、総務局長が

適任と判断したというふうな答えをいただきました。次のページについて、もう総務局長が適任だといふこの木鼻の言葉以外、説明するものはございません。なぜ総務局長が適任で事務総長が不適当なのか、個別具体的に普通の質問通告のやり取りではやり取りがあるわけですが、私はもちろん司法権の独立、それに基づいた国会法の規定も知っておりますけれども、それにしても余りに国民の代表のこの委員会の審議というものを十分尊重していただけないと思ひます。

委員長、この件について、是非理事会で一度御議論をいただきたいと思ひます。

○委員長(金子原二郎君) 後刻理事会で協議いたします。

○小西洋之君 ありがとうございます。この「あのころはフリードリヒがいた」というのは、これ、ナチスが台頭した時代に、その状況下にあつて、ある裁判官が決然とそのユダヤ人家族を救つたという、半分、ほとんど事実というふうな言われているものらしいですけれども、一番最後の言葉でございます。裁判官が救つた後、その救われた子供が恐怖の余り、不安の余り泣き出してしまったということでございます。心配しなくてもいいんだよ、君たちは大丈夫だ、正しいことが通るように、そのために私がこの席にいます。だからね。

私が読んだ、読ませていただいた膨大な反対意見、本心に尊敬できる、共感できるような、これはあくまで個人の見解ですけれども、判決がございました。まさにこうしたプロフェッショナルとしてのその信念、プロフェッショナルとしての姿勢によつて勇気を奮つて思いを持って書かれた膨大な反対意見であつたものと思ひます。しかし、それについて多数意見は何ら正面から答えていない、こういう司法の在り方ではないのか、そうしたことにいつて申し上げさせていただきますと思ひます。

ちよつと大変な時間を使つてしまいましたので、次に、同じくこの法の支配に関わる問題につ

きまして内閣法制局にちよつと伺いたいんですけれども、内閣法制局、よろしいでしょうか。

ちよつと資料をお配りさせていただいておりまして、資料の一にありますように、我が国の憲法九条の集団的自衛権との関係でございますけれども、仮に、全く仮に、集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然取らざるを得ない、したがって、そういう憲法改正という手段を取らない限りできないというのが確立した憲法解釈でございます。条文を変えない限りできない、すなわち解釈変更の余地は全くないものを、それをずつと何十年にもわたつて積み上げてきたものを、解釈変更ができると言い出してやろうとしているのが今の安倍政権でございます。

内閣法制局に伺いたいんですけれども、今話題の砂川判決でございますけれども、砂川判決の内容は、今申し上げた憲法九条の、その政府の集団的自衛権の行使についての解釈、それと何か矛盾、抵触する点がありますでしょうか。あります。○政府参考人(近藤正春君) 砂川事件判決と政府の解釈についてとお答えでございますけれども、例えは昭和四十七年に、十月十四日の参議院決算委員会への提出資料においてお答えしておりますけれども、憲法九条の文言は我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見えるが、政府としては、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や、憲法十三条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されないとの趣旨の基本的な考え方を述べた上で、憲法九条の下で例外的に許容される武力の行使については、憲法が自衛のための措置を無制限に認めているとも解されず、

それはあくまでも外部の武力攻撃によつて国民の生命、身体、危険にさらすような場合に国民のためにやむを得ない措置として初めて容認されるものであるから、その措置はこれを排除するため必要最小限度の範囲にとどまるべきであるというような考え方を示しております。

砂川事件は、旧安保条約行政協定に基づく刑事特別法の……

○小西洋之君 簡潔にお願いします。矛盾、抵触はあるか、イエスかノーかで結構です。

○政府参考人(近藤正春君) そこは、今申し上げました砂川判決の中で、我が国が主権国として持つ固有の自衛権と憲法九条の関係について、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは国家固有の権能の行使として当然のことであるという考え方を示しておりますけれども、これは、今冒頭に述べました政府の見解の基盤にある基本的考え方と軌を一にしているというふうには私どもは考えております。

○小西洋之君 今お聞きいただいたように、小松法制局長官が来る前は、最高裁判決と矛盾する政府解釈があるわけじゃないんです。矛盾、抵触するものは一切ないの一言で済んだものが、あの方は、第一部長は立派な方で、私もかつていた経産省出身の方で立派な方なんです、あの方がいいんです、小松長官が来てからこうしたまともな答弁が得られなくなっていることを指摘させていただきます。

最後に、実は、法の支配において内閣法制局長官は最高裁判所の長官よりも重要な役割を担っているのをごさいます。あえて申し上げます。憲法違反の戦争によつて国民が死んで傷つくことを体を張って止めるのが内閣法制局長官の役割でございます。その国民が憲法違反の戦争によつて死んで傷つて、それについて損害賠償請求の裁判があったときに、それについて賠償を命じる違憲判決を出すのが最高裁長官の役割でございます。そういう意味で、我が国は極めて危険な状態に

ある。しかし、今、法の番人が、内閣法制局長官が我が国失われてしまった今は、もう解釈改憲を言われた後に国民を救えるのは最高裁にしかないんです。最高裁がしつかり国家権力と闘つていただきたい。それで、闘つていただくためには、今からしつかりとした強靱な判決を出していただきたい。国民の自由や権利を守れというその反対意見についてしつかりとした反論をやるんだつたらやるといふような判決を出すことによつて、最高裁自体が鍛えられて、国民の自由や権利を守る、そのとりでとなることを強くお願い申し上げます、私の質疑とさせていただきます。

ありがとうございます。